

# 大分県報

平成三十年  
第三〇三〇号  
十月二十六日

（金曜日）

## 目次

### 告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一  
公有水面埋立ての免許……………二  
道路区域の変更……………三

### 告示

#### 大分県告示第六百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年十月十一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおいた生物多様性保全センター

三 代表者の氏名

足立 高行

四 主たる事務所の所在地

大分市大字古国府千百五十九番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は生物多様性の重要性を広く啓発し、自然環境を保全する取り組みを行うとともに、同様の目的を持って行動する個人又は団体に対し、学術的かつ技術的な根拠に基づいて支援又は提言を行うことよって大分県の生物多様性を保全することを目的とする。

平成三十年十月二十六日

大分県報（告示）

一

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

#### 大分県告示第六百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年十月十一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 高山オリ子美術館

三 代表者の氏名

高山 オリ子

四 主たる事務所の所在地

中津市耶馬溪町大字深耶馬千五百二十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、過疎の町に美術館を開き、地域の振興と、幅広い年齢層の人々に、芸術・文化に触れ、活性化して頂ける機会を提供し、都会の人々や、ふるさとの懐かしさを求める人々に癒しの空間を提供することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第六百三十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成三十年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 免許の年月日

平成三十年十月十二日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五三五番二の地先の国有海浜地先の公有水面及び一五三三番四の地先の公有水面

第二区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五三三番五及び一五〇二番六の地先の国有海浜地先の公有水面並びに一五〇二番二の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び17の地点と1の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八一メートル、T・P・プラス〇・八四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 臼杵市にある国土地理院大峰三等三角点(北緯三三度〇三分三三秒〇二七

〇、東経一三一度五七分〇七秒三三三三三(以下「基点」という。)( から一四

度四九分二〇秒八八四・二七メートルの地点

2の地点 1の地点から二二四度三五分〇一秒一七・二二メートルの地点

3の地点 2の地点から二二四度四七分五九秒二〇・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二二五度五三分三六秒一九・六五メートルの地点

5の地点 4の地点から二二八度四二分四六秒四・四八メートルの地点

6の地点 5の地点から二二九度五三分四六秒五・〇七メートルの地点

7の地点 6の地点から二三三度二八分四二秒九・六八メートルの地点

8の地点 7の地点から二三六度四八分五九秒九・五七メートルの地点

9の地点 8の地点から二四〇度一九分一秒九・六三メートルの地点

10の地点 9の地点から二四三度五一分四〇秒九・五九メートルの地点

11の地点 10の地点から二四七度三六分五三秒九・六二メートルの地点

12の地点 11の地点から二五一度〇六分二四秒九・五九メートルの地点

13の地点 12の地点から二五四度二一分三三秒九・六二メートルの地点

14の地点 13の地点から二五七度五五分一八秒八・九〇メートルの地点

15の地点 14の地点から二六一度四五分五二秒四・六四メートルの地点

16の地点 15の地点から二六二度二八分一六秒五・七〇メートルの地点

17の地点 16の地点から二六七度一三分三八秒七・四二メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び59の地点と48の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八一メートル、T・P・プラス〇・八四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

48の地点 基点から〇度四七分二秒七七二・三二メートルの地点

49の地点 48の地点から二六七度三三分四五秒一〇・〇四メートルの地点

50の地点 49の地点から二七四度〇五分五二秒九・一七メートルの地点

51の地点 50の地点から二七八度一七分二〇秒八・八一メートルの地点

52の地点 51の地点から二八三度二一分一六秒九・四六メートルの地点

53の地点 52の地点から二八五度三四分五三秒九・二八メートルの地点

54の地点 53の地点から二五六度五六分〇三秒五・〇九メートルの地点

55の地点 54の地点から二九〇度〇九分四九秒一五・七一メートルの地点

56の地点 55の地点から二八九度五九分一秒二〇・四八メートルの地点

57の地点 56の地点から二八四度一九分〇八秒五・六九メートルの地点

58の地点 57の地点から二七九度一二分一八秒一五・四〇メートルの地点

59の地点 58の地点から二七五度〇九分〇五秒〇・六九メートルの地点

3 面積

第一区域

二九一・五六平方メートル

第二区域

四四二・五七平方メートル  
合計

七三四・一三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

津久見市大字四浦字鳩浦七四八〇番二から一五三五番二を経て一四九六番一七に至る間の地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とANの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から九度二九分三六秒九二一・二五メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から二二度一三分二四秒九・八三メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から二四二度五九分二六秒九四・二八メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から二六五度五三分四七秒一六〇・七七メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から二六八度〇五分〇九秒三九・七八メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から一七八度二七分三七秒七一・七〇メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から九〇度五七分〇八秒一八・〇一メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から五九度五七分一四秒一〇・五四メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から八二度二二分二〇秒一三・〇四メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から九八度二八分三七秒七・四五メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から一一二度二三分五五秒二二・二一メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から八八度二一分三二秒一一・三九メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一〇九度五九分二六秒三九・三一メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から一〇四度一七分四二秒五・一四メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から九五度三一分二二秒八・四四メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から八度〇四分五五秒二・七〇メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から九〇度〇〇分〇〇秒八・八八メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から八七度二八分四九秒一一・九三メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から八五度三八分五三秒二五・〇八メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から一七六度二六分四四秒二・三六メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から八六度一九分三四秒四・〇五メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から三五五度〇七分四六秒二・八三メートルの地点

- Wの地点 Vの地点から八六度〇五分二〇秒四六・四八メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から一〇三度一分四二秒九・三四メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から一六八度三七分〇二秒四・五三メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から八二度四五分〇二秒九・七七メートルの地点
- AAの地点 Zの地点から七〇度三四分五九秒二四・九八メートルの地点
- ABの地点 AAの地点から六二度五四分二〇秒二八・六二メートルの地点
- ACの地点 ABの地点から二二度三一分一一秒二・八八メートルの地点
- ADの地点 ACの地点から五三度五六分四八秒四・一三メートルの地点
- AEの地点 ADの地点から六六度〇三分五三秒二三・九七メートルの地点
- AFの地点 AEの地点から三九度〇三分二三秒一・六一メートルの地点
- AGの地点 AFの地点から五九度二一分二七秒二八・二七メートルの地点
- AHの地点 AGの地点から三三度一九分四三秒三・一六メートルの地点
- AIの地点 AHの地点から三四度五一分二三秒三・四〇メートルの地点
- AJの地点 AIの地点から四三度三一分二四秒一二・〇一メートルの地点
- AKの地点 AJの地点から四八度二六分〇〇秒一〇・一五メートルの地点
- ALの地点 AKの地点から三三〇度二八分五一秒三・五四メートルの地点
- AMの地点 ALの地点から四六度五二分二三秒一九・八七メートルの地点
- ANの地点 AMの地点から三一八度一分一三秒二三・九四メートルの地点

3 面積

三三、六〇七・二七平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地、護岸用地

大分県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	-----	---------	-------	----

平成三十年十月二十六日

大分県報(告示)

四

国線  
県道玖珠山

玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四  
四九番三から  
玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四  
五〇番四まで

後

前

一八・〇  
メートル  
九・〇

一四・〇  
メートル  
八・〇

一一・五

一一・五  
メートル